



平成 28 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名：アサヒグループホールディングス株式会社  
代表者名：代表取締役社長 兼 CEO 泉谷 直木  
(コード：2502 東証第 1 部)  
問合せ先：広報部門ゼネラルマネジャー 爲定 一智  
(TEL：03-5608-5126)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 9 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 24 日開催予定の第 92 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、当社定款に第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第 25 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 33 条（社外監査役の責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものです。なお、本議案のうち当社現行定款第 25 条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 14 条 (条文省略)	第 12 条～第 14 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
	第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第 15 条～第 16 条 (条文省略)	第 16 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 17 条～第 24 条 (条文省略)	第 18 条～第 25 条 (現行どおり)
(社外取締役の責任限定契約)	(取締役の責任限定契約)
第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第 26 条～第 32 条 (条文省略)	第 27 条～第 33 条 (現行どおり)
(社外監査役の責任限定契約)	(監査役の責任限定契約)
第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 34 条～第 36 条 (条文省略)	第 35 条～第 37 条 (現行どおり)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 37 条～第 39 条 (条文省略)	第 38 条～第 40 条 (現行どおり)

以 上